

様式第8号

指定管理者の選定結果（公募用）

- 1 施設の名称 生涯学習センター11館、南部勤労者福祉センター及び小鹿老人福祉センター
- 2 指定管理者の名称 公益財団法人静岡市文化振興財団
- 3 指定期間 静岡市駿河生涯学習センター、静岡市南部勤労者福祉センター及び静岡市小鹿老人福祉センター
令和6年4月1日から令和7年3月31日まで
静岡市駿河生涯学習センターを除く静岡市生涯学習センター10館
令和6年4月1日から令和11年3月31日まで
- 4 選定の経緯
 - (1) 公募
 - ア 募集期間 令和5年11月6日～令和5年12月5日
 - イ 申請団体（順不同） 公益財団法人静岡市文化振興財団
 - (2) 審査方法
 - ア 審査の種類
 - (ア) 書類審査 令和5年12月11日
 - (イ) プレゼンテーション 令和5年12月11日
 - イ 審査委員会
 - 委員長 島田 裕介（生涯学習推進課長）
 - 委員 杉原 義人（高齢者福祉課長）
 - 〃 渡辺 直樹（商業労政課雇用労働政策担当課長）
 - 〃 角替 弘規（静岡県立大学食品栄養科学部教授）
 - 〃 千野 和子（公益財団法人ふじのくに未来財団理事）
 - ウ 審査基準（審査表）
様式第18号「指定管理申請者審査表」のとおり

エ 決定方法（審査方法）

各審査委員が、書類審査とプレゼンテーションの結果に基づき上記審査項目について採点し、総合点数により決定する。

(3) 審査結果

ア 選定された団体の名称及び点数

- | | | |
|--------------|---|------------------------------|
| (ア) 名 | 称 | 公益財団法人静岡市文化振興財団 |
| (イ) 点 | 数 | 84.4点/100点満点（市が設定した最低基準点70点） |
| (ウ) 指定管理料提示額 | | 573,739千円 |

イ 総 評（選定の理由等）

- ・施設の設置目的や市の方向性を理解したうえで、運営方針が体系的に構築されており、「基本理念」と「重点方針」や、設置目的を達成するための具体的な取組が設定されているため、生涯学習センター等を適切に運営できると判断できる。
- ・これまでに培った地域の団体等との連携や他施設との連携を踏まえた事業展開が期待されるとともに、新規事業への活用も積極的に図っており、実績に基づく運営体制の強化、新規利用者の獲得が期待できる。

(4) 指定管理者選定委員会

委員長 総務局長

委 員 総務局次長、市民局次長、観光交流文化局次長、環境局次長、
保健福祉長寿局次長、保健衛生医療部長、子ども未来局次長、経済局次長、
農林水産部長、都市局次長

(5) 市議会の議決 令和6年3月19日

(6) 指 定 令和6年3月26日

(7) 公 告 令和6年3月28日

指定管理申請者審査表

施設の名称 静岡市生涯学習センター11館、南部勤労者福祉センター及び小鹿老人福祉センター

基本項目	審査項目	比重①	評価②	点数①×②
【40点】 こと。 事業計画が施設の設置目的を達成するためにふさわしいものである	施設の運営方針は明確で十分な内容であるか。	× 1		
	施設の設置目的などを十分に理解し、11館を一体で管理できる事業計画になっているか。	× 1		
	市民主体のまちづくりを推進する人材の育成に関する事業計画は適切か。	× 2		
	生涯学習センターにおける、生涯学習事業や社会教育事業に関する事業計画は適切か。	× 1		
	勤労者福祉センターにおける、勤労者その他一般市民の文化教養の向上、健康の増進及び余暇利用の充実に関する事業計画は適切か。	× 1		
	老人福祉センターにおける教養講座事業、各種相談事業に関する事業計画は適切か。	× 1		
	市民の自発的な学習活動の機会の提供に関する事業計画は適切か。	× 1		
	【所見欄】			
【25点】 管理を実現するものであること。 事業計画が施設の効果的、効率的な	市が示した指定管理料の上限額に対し、適正な範囲内で提示されているか。	× 1		
	施設利用者数を増やしていくための適切な方策が示されているか。	× 1		
	市民ニーズの把握と施設運営への適切な反映策が示されているか。	× 1		
	収支計画は妥当か。	× 1		
	健康文化交流館においては、3施設複合である特性を活かした事業計画となっているか。	× 1		
	【所見欄】			

【25点】 事業計画に沿った管理的・人的能力を有していることを認められること。	当該施設の指定管理者としての実績は十分か。又は、類似施設の管理運営は十分か。	× 2		
	資格等を必要とする職員を含め、必要な人員が確保されているか。	× 1		
	職員の指導育成、研修計画等が整備されているか。	× 1		
	事故、災害など緊急時における対策は適切か。	× 1		
	【所見欄】			
【10点】 管理の業務を適切かつ円滑に行うための経理的基礎を有していること。	財務諸表等の状況は適正か。	× 1		
	過去数年間における利益又は損失の状況は適正か。	× 1		
	【所見欄】			

評価：優れている…5、やや優れている…4、普通…3、やや劣っている…2、劣っている…1
 当該施設の指定管理者としての実績に関する審査項目の配点は、原則として満点の10%とする。

満点	最低基準 (70%)	合計点数
100点	70点	点

【意見欄】